

▼表2-4-2-1 人の健康の保護に係る環境基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
 - 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 - 4 硝酸性・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、「要監視項目」より、平成11年2月移行された。
 - 5 1,4-ジオキサンは、「要監視項目」より、平成21年11月移行された。
 - 6 カドミウムは平成23年10月から基準値が0.01から0.003に変更された。
 - 7 トリクロロエチレンは平成26年11月から基準値が0.03から0.01に変更された。
 - 8 六価クロムは令和4年4月から基準値が0.05から0.02に変更された。